

社会保険



「教えて城間先生!!」

Vol.33

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、残業した場合の割増賃金についてです



Q

従業員が遅刻または午前半日年休を取得して残業した場合、割増賃金の支払いをしなければならないのでしょうか？

A

労基法の労働時間規制は実労働時間主義をとっており、割増賃金支払義務も、この実労働時間主義によっています。したがって質問の事例いずれの場合も、その日、その週における実際の労働時間が法定の労働時間を超えない限り、労基法上の時間外労働に対する割増賃金の支払い義務は生じません。



城間先生

Q

わかりました。遅刻の場合は割増賃金の支払いはしなくてもいいということですね。

A

はい。実労働時間が遅刻によって少なくなり、終業時間外の勤務の時間を合計しても所定労働時間内である場合は、一般には割増賃金の対象とされません。

Q

午前半日年休後の残業についても同様に考えていいですね

A

はい、午前半日年休を取得した人が所定終業時刻を超えて勤務した場合も、労働法第37条の割増賃金の支払い義務は、あくまでその日（その週等）の実労働時間が法定労働時間を超えた場合に生じます。そのため法定の割増賃金支払い義務の有無判断においては、理由の如何を問わず実際に就業していない時間は、実労働時間として評価する必要はないと考えられます。

ちなみに、年次有給休暇を取得した日の賃金について通常の賃金を支払うこととしている場合、その日は通常の労働をしたものとして扱えば足りるとされます。しかしそれはあくまで休暇利用により勤務しなかった時間の賃金の扱いについて述べたものであり、割増賃金の支払い義務については労基法37条によると考えます。

【参考】

使用者は、労働者に、時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせた場合、法令で定める割増率以上の率で算定した割増賃金を支払わなければなりません（労基法第37条）。

種類	支払う条件	割増率
時間外労働	法定時間（1日8時間・週40時間）を超えたとき	2割5分以上（1か月60時間を超える時間外労働については5割以上※中小企業は、2023年4月1日から適用）
休日労働	法定休日（週1日）に労働させたとき	3割5分以上
深夜労働	22時から5時までの間に労働させたとき	2割5分以上

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

5月：1日（金）・8日（金）・15日（金）・22日（金）・29日（金）

6月：5日（金）・12日（金）・19日（金）・26日（金）

各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

